

石井手保育園 行動計画

2022年1月策定

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1, 計画期間 令和4年11月1日～令和6年10月31日までの 2年間

2, 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付などの制度の周知を行う。

〈対策〉

- 令和4年11月～ 全職員に育児休業の制度、給付などについて周知する。

目標2：育児休業等の取得後、職場復帰しやすくするための環境の整備を行なう。

〈対策〉

- 令和4年11月～ 育児休業復帰後の勤務形態の相談、業務内容及び業務内容の見直しについて検討

目標3： 働き方改革に伴う、年次有給休暇促進のための措置を行なう。

〈対策〉

- 令和4年11月～年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 年次有給休暇取得目標未達成の場合は取得を促す。